

令和8年度白鷹町地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏学生の県内就職及び町内移住の促進を図るため、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年の国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件

(ア) 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等にかかる交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

(ア) 山形県内に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる交通費については、山形県に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 支援金の交付申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 白鷹町に、支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に次号アの要件を満たす企業等に就業し、本町への転入日又は次号アに定める要件を満たす就業先への就業開始日のいずれか遅い日から1年以上、白鷹町に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。

(ウ) その他白鷹町が支援金の対象として不適当と認める者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 就業先に関する要件

(ア) 山形県内に所在する企業等に、前号ア（ア）の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 原則として勤務地が山形県内に所在すること。

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接待業務受託営業を営むものでないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(オ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(カ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費については対象とする。

イ 就業条件等に関する要件

(ア) 原則として週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

(エ) 在学中に就職活動等にかかる交通費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

(支援金の交付対象経費)

第4条 交付対象経費は、次の各号のとおりとする。

(1) 交通費 交付対象者が、山形県内企業に就職するための採用面接等にかかった往復の交通費（住所地から採用面接等の会場までの交通費とし、タクシーを除く公共交通機関にかかるものに限る。）

(2) 移転費 交付対象者が、本町に移住するため引越業者又は運送業者に支払った運搬費

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、交付対象経費の実費（同一経費について、採用面接等実施主体又は就業先から交通費又は移転費について助成を受けるときは、交付対象経費から当該助成額を控除した額）と次の各号に掲げる経費区分に応じた上限額のいずれか低い額とし、百円未満の端数が生じる場合は、交通費及び移転費それぞれ切り捨てるものとする。

(1) 交通費 11,900円

(2) 移転費 81,500円

2 支援金の交付は、交付対象経費の経費区分ごとに、それぞれ1回限りとする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年2月26日までに、町長へ提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）

(2) 大学等を卒業・修了した者にあつては、卒業・修了証明書、大学等に在学中の者にあつては、在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）

(3) 交通費、移転費にかかる領収書

(4) 大学等を卒業・修了した者にあつては、就業証明書（様式第2号）（新規採用者であること、対象経費の支給がある場合はその状況が記載されているもの。）、大学等に在学中の者にあつては、内定先企業による証明書（様式第3号）（対象経費の支給がある場合はその状況、申請者本人による当該企業への就職意思の宣誓が記載されているもの。）

(5) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）

(6) 移住元の住所が確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）

(7) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるもの。）

(支援金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による支援金の交付申請があつたときは、当該申請に係る審査を行い、適正と認めた場合は、支援金の交付決定を行い、様式第4号により申請者に通知するものとする。

(報告)

第8条 町長は、事業の適切な実施のため必要があると認めるときは、申請者又は交付決定

を受けた者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（支援金の返還）

第9条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、当該交付を受けた者に対し、支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。

（1）虚偽の申請等をした場合

（2）在学中に交通費を申請する場合であって、申請日から1年以内に第3条第2号アに定める要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

（3）在学中に交通費を申請する場合であって、申請日から1年以内に白鷹町に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に白鷹町に住民票がある場合を除く。

（4）就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に第3条第2号アに定める要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。

（5）支援金の交付申請日、本町への転入日又は第3条第2号アに定める要件を満たす就業先への就業開始日のいずれか遅い日から1年未満で白鷹町から転出した場合

（帳簿類の整備）

第10条 支援金の交付を受けた者は、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間、証拠書類を保存しなければならない。

（その他）

第11条 その他必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。